

旧坂本小学校跡地暫定広場利用ガイドライン

旧坂本小学校跡地暫定広場（以下、「暫定広場」という。）は、利用者の自己責任とマナー、モラルに基づく節度のある利用を前提としています。

誰もが気持ちよく利用できる魅力的な空間づくりにご協力ください。

（行為の制限等）

暫定広場内では以下の行為を禁止します。

- （１） 公序良俗に反するもの。
- （２） 暫定広場の現状を変更し、又は用途外に使用すること。
- （３） 工作物を設けること。
- （４） 飲食の提供を目的としない火気器具を使用すること。
- （５） 喫煙すること。
- （６） 音響機材の持ち込みや使用、楽器の演奏、ダンス等騒音を伴い暫定広場内の秩序を乱し、又は他の利用者、近隣住民に迷惑を及ぼす行為をすること。ただし、区と協議のうえ音響設備を使用して実施する場合はこの限りではない。
- （７） 近隣の迷惑となる騒音や臭気等を出すこと。
- （８） 自転車、スケートボード及びキックボード等の遊具を使用すること。
- （９） ボールやバット、ゴルフクラブを使用すること。（野球、サッカー、ゴルフ等の禁止）
- （１０） 植物を植え、又は採集し、若しくは損傷すること。
- （１１） 鳥獣の類を放し、又は捕獲し、若しくは殺傷すること。
- （１２） 動物のフン等を放置すること。また、動物にリード等を付けずにいること。
- （１３） 暫定広場内の土地または物件を破損すること。
- （１４） ごみその他の汚物を捨てること。
- （１５） 居住・宿泊すること。
- （１６） 前各号のほか、暫定広場の管理に支障がある行為をすること。

（広告の事前相談）

申請者が提案事業の広告を行う場合には、チラシやホームページ、SNS等の内容について事前に区と相談してください。

（利用可能設備）

- （１） 暫定広場の電気と水道を使用する場合は、事前に区と調整してください。原則無料としますが、大量に使用する場合には、相当の使用料を徴収します。
- （２） トイレは、実施要領項番２のとおり。多数の来場者数が見込まれる場合には、申請者は近隣に配慮して、臨時トイレを設置してください。
- （３） コミュニティスペースは、申請者が提案事業を実施するために必要な事務作業や準備等で使用することができます。（コミュニティスペース内での火気器具の使用、物販等はできません）

(申請者の責務)

- (1) 申請者は責任を持って暫定広場使用中の安全対策を講じるとともに、提案事業実施に伴うクレーム等があった場合には、誠意をもって対応してください。
- (2) 申請者は予め現場責任者を定め、区に届け出るとともに、暫定広場使用中は次の責務を担当させてください。
 - ① 「社会実験提案審査結果通知書」及び「貸付承諾書」の携帯
 - ② 提案事業の安全管理及び事故発生時等の緊急対応
 - ③ 区との連絡調整
 - ④ 提案事業中止の際の区への報告

(出店)

- (1) 飲食系の出店にあたっては、出店者は食品衛生法上必要な手続きを行ってください。また、生産物賠償責任保険に加入してください。
- (2) その他、出店に際して、関係法令等を遵守してください。

(火気器具等の取扱)

飲食の提供を目的とした火気器具は、区と事前に協議したうえで認められたものについて使用することができます。

なお、火気器具を使用する場合は、消火器（業務用粉末ABC10型以上）を設置してください。また、消防法令上の必要な手続きを行ってください。

(車両の乗り入れ制限等)

- (1) 区に届出の上許可された車両以外は、暫定広場に乗り入れることはできません。また、当該車両は自動車保険（任意保険）に加入したものに限ります。
- (2) 搬出入車両は暫定広場内に駐車できないため、作業終了後、速やかに退出してください。
- (3) キッチンカー等重量のある車両は、暫定広場保護のため必要な養生を行ってください。

(ごみ、清掃)

申請者は暫定広場内にゴミ箱を設置し、提案事業実施に伴い発生するゴミを回収・持ち帰り処分してください。また、提案事業終了後、広場内（コミュニティスペース内を含む）の清掃を行い、原状回復に努めてください。